



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) อ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 38 (2014年2月20日発行)

皆様こんにちは。今回の“タイ国法律改定情報”は、法律の改定情報ではなく「購読者の方から寄せられた質問」にお答え致します。寄せられた質問は“取締役会について”です。

【質問事項】 質問者：チョンブリー県・日系メーカー様より



取締役会について質問があります。商務省通達により「書類持ち回り決議」、「TV会議開催」、「代理出席」を認めていないようだとの話を聞きました。参考までに、その告示内容を添付しますが、

*代理人による議決権の行使等の禁止

*持ち回り決議の禁止

と記載があります。法律上、どうなのでしょう？

(以下、告示内容)

商業開発局告示

(ประกาศกรมพัฒนาธุรกิจการค้า บราแคร์คโครมพัตตานาตร์อุราคิกคานการ์)

民商法典に基づく株式会社付属定款登録について

(เรื่อง การทะเบียนข้อบังคับของบริษัทจำกัด ตามประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์)

ルアン カーンジョッタピアンコーバンカップコーンボリスัจจัมคัท タームปรัมอันค้อมมาเียปนเรปะนิค)

商務省商業開発局は、取締役が他者を代理として会議に参加させること、当該者を会社の取締役会議における定足数と数え議決権を与えることができると規定している株式会社の付属定款、ならびに取締役会議を、取締役会議を開催せずに持ち回り方式にて行うことができると規定している株式会社の付属定款の登録受理について検討した。

最高裁判決第 3362/2532 号からは、次のように解釈できる。株式会社の取締役は、限定的な資格を有する者であり任務は自身で遂行しなければならない。よって、他者を自身の代理として取締役の任務を遂行するよう委任することはできない。また法制委員会決議(終結案件第 75/2536 号)によっても、公開株式会社について、同様の決定がなされている。その他、当該法制委員会の決議により、取締役会議を開催せずに持ち回り決議を行うことを可能と規定した付属定款については、法令に基づく手続き実施の回避につながることから、登録を受理しない場合がある、とされている。

したがって、取締役が他者を代理として会議に参加させること、当該者を会社の取締役会議における定足数と数え議決権を与えることができると規定している株式会社の付属定款、ならびに取締役会議を、取締役会議を開催せずに持ち回り方式にて行うことができると規定している株式会社の付属定款は、登録できるのか否か、またそのような規定のある付属定款を登録済みの株式会社については、当該付属定款をよりどころとすることができるのかとの関係者からの質問事項を検討した。

商業開発局は、上記内容について、商業開発局法務諮問委員会に確認した。委員会の意見は次のとおりである。

1. 株式会社は、取締役が他者を代理として会議に参加させること、当該者を会社の取締役会議における定足数と数え議決権を与えることができると、付属定款に規定することはできない。

民商法典は私法であり、基本原理として契約当事者間の意思表示の合致を構成要素としているが、当該意思表示も法的枠組みに基づく必要がある。したがって、民商法典第 1158 条において、株式会社は第 1159 条から第 1164 条までの規定と異なる付属定款を規定することが可能であると規定されていても、会社は法的枠組みに基き付属定款を規定する必要がある。つまり、会社は、法律に反する目的を有する又は国民の安寧及び道徳に反する付属定款を規定することはできない。取締役の民事上及び刑事上の責任に関して規定された法律の条項を検討すると、上記のような内容を有する付属定款を規定することにより、取締役の権限、責務について規定された法律条項の履行回避につながると判断できる。取締役の資格についても同様である。また、取締役の定足数については、限定的であるべきである。したがって、会社は上記のような内容の付属定款を規定することはできない。

2. 株式会社は、取締役決議を取締役会議を開催せずに持ち回り方式にて行うことができると、付属定款に規定することはできない。

民商法典第 1160 条、第 1161 条、第 1162 条及び第 1163 条は、案件についての決議に至る前に、各取締役が会議において意見を交換できるよう取締役会議の方法について規定している。民商法典第 1158 条において、株式会社は取締役の権限を別の内容に規定することが可

能であると規定されているが、取締役会議を開催する必要があるとする付属定款を規定することにはならない。上記のような内容を有する付属定款を規定することにより、第 1160 条、第 1161 条、第 1162 条及び第 1163 条の履行回避につながるためである。

3. 株式会社が上記第 1 項、第 2 項の内容を規定した付属定款を登録済みである場合、当該付属定款の登録が取消されていない場合においても、会社は当該付属定款をよりどころとすることはできない。

したがって、商業開発局は、上記内容を周知させるために告示する。第 1 項及び第 2 項の内容を規定した付属定款を登録済みである株式会社については、付属定款の修正登録を要請する。

2008 年 9 月 10 日告示
(パーニット・ロートラクーン)
商業開発局長公務代理
副局長

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)



【回答】

ご質問頂きありがとうございました。

商業開発局のコールセンター（1570：担当者パッタラウィヤー）に確認したところ、「商務省規定の委任状があれば、代理による出席は可能」とのことです。上記の商業開発局告示についても言及しましたが、それでも上記の回答でした。

上記の商業開発局告示を読み解くと…商業開発局法務諮問委員会の見解としては、以下 3 点につき、「付属定款に記載することは禁止であり、委員会の意見として代理出席は認めない」との意見ですが、法律上禁止されていないため、実務上は委任状により代理出席が行われているのが現状です。

1. 取締役が他者を代理として会議に参加させること。
2. 当該者を会社の取締役会議における定足数と数え議決権を与えること。
3. 取締役会決議を、取締役会議を開催せずに持ち回り方式にて行うこと。

確かに、黄色のハイライト部分「“付属”定款において規定することはできない」と記載されています。禁止されていることはあくまでも、“付属”定款に明記し登録することであり、代理出席やビデオ会議を行う行為については、禁止されていないと解釈できます。よって、取締役会で代理出席が行われる場合は、商務省規定の委任状により正式に委任を受けていれば問題ないため、現状、各社にて代理出席が行われていると解釈できます。（以上）

=====
..
.. **【一言コラム】** ..
..

.. 「契約期間が決まっている労働者に解雇保証金が必要？」 ..
..

.. 去る1月30日に、労働法のセミナーに参加しました。講師の先生が「**契約期間が定められている労働者でも、契約終了時に“解雇保証金”が必要です。解雇保証金に対しての時効は10年で、年利は15%です**」と言っており、参加者がざわめきました。 ..

.. 製造会社などでは、契約社員も多く雇用しており、その多くが、契約期間が決まっています。解雇保証金が発生し、しかも、支払わなかった場合に労働者が申し立てをした場合は、解雇保証金に対して年利15%の利息が掛かるとなると大きな出費となります。 ..

.. 真偽を確かめたくて、労働局に連絡しました。回答は、以下の通りです。 ..

.. 「雇用契約書内に、雇用開始日および雇用終了日が明記されている場合は、満了時に補償金を支払う必要はない」 ..

.. とのことです。 ..

.. 疑問に思うことは、やはり関連官庁に確認しなければ…と痛感した出来事でした。 ..
..

=====
タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2014年3月20日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

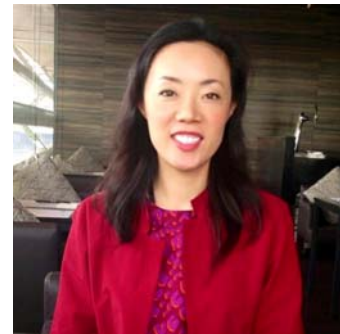
TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

【発行者のご紹介】

前田 千文 (まえだ ちふみ)

1998 年来タイ。タイの公立高の日本語教師を経て、2001 年 2 月 TJ Prannarai を創業。「企業活動を通じてタイ国の発展と人々のより良い暮らしに貢献する」をモットーに、日々過ごしております。



「タイ国法律改定情報」を発行したきっかけは、自分自身が一経営者として法律の改定に困った経験と、周囲のお客様が困っている姿を見て、異国で頑張る企業戦士を応援したい！との思いから 2011 年 1 月より発行しています。

趣味はジョギングとお勉強。日曜日は日が昇る前からルンピニ公園を走っています。つい最近まで通信制大学の大学生でした。めでたく(?) 3 月で卒業します。専攻は法律学です。これに飽き足らず、算数の成績が 2 にもかかわらず、アメリカ公認会計も勉強しております。年齢は… 直接聞いてください。家族は工場経営者の大阪人夫と犬 2 匹と暮らしています。今一番やりたいことは「スカイダイビング」です。

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命は TJP へ